

## 西歐ブリュッセル条約

(経済的、社会的及び文化的協力並びに集团的自衛のための条約)

署名 名 一九四八年三月一七日 (ブリュッセル)  
効力発生 一九四八年八月二五日

(改正十五年五月七日(五四年一月二三日署名のり協定III) a、ブリュッセル条約を修正して完全なものとする議定書)による)

## 当事国七

ベルギー国摂政殿下、フランス連合議長たるフランス共和国大統領、ルクセンブルグ国大公殿下、オランダ国皇帝陛下並びにグレート・ブリテン、アイルランド及びグレート・ブリテン海外領土皇帝陛下、

国際連合憲章において宣言された基本的人権、人身の尊厳及び価値並びに他の理想に関する各自の信念を再確認すること、各自の共同の世襲財産である、民主主義、個人の自由及び政治

的自由の諸原則、憲法に関する伝統並びに法の支配を強固にし、かつこれを保持すること、

前記の目的を目標として、既に各自を結合している経済的、社会的及び文化的関係を強化すること、確固たる基礎を西ヨーロッパの経済的復興のための確固たる基礎を西ヨーロッパに設置するために、誠実に協力し、かつ、各自の努力を調整すること、国際的平和及び安全の維持につき及びいかなる侵略政策に対する抵抗についても、国際連合憲章に従って相互に援助と与えること、

ヨーロッパの結合を促進し及び漸進的な一体化を助長し、同一の理想によつて鼓舞され、かつ、同様の決意によつて励まされた他の諸国を前記の目的の追求に関して、漸次に結合させることを、決議した。

前記の目的のために、経済的、社会的及び文化的事項についての協同動作並びに集团的自衛のための条約を締結することを希望して、右の者は、次のとおり各自の全権委員を任命した。

## 全権委員名略

(全権委員は、各自の全権委任状を示し、それが良好妥当なものであることを認められた後、次のように協定した。)

第一条(経済的協力) 締約国の利害の緊密な共通性とヨーロッパの経済的復興を助長するために結合することの必要性和を確信して、締約国は、締約国の経済政策における衝突の除去、生産の調整及び商業的取引の発達によつて、できるだけよい結果をもたらすように、締約国の経済的活動を組織し、かつ、調整する。

第八条に掲げる理事会により実施される前項に定める協力は、締約国が代表者を出しているか、又は出すことのある、他の経済組織の仕事のいかなる重複又はこの仕事に対するいかなる障害をも伴つてはならないばかりでなく、反対に、右組織の仕事を援助しなければならぬ。

第二条(社会的協力) 締約国は、締約国の国民が一層高い生活水準に到達することを助長するため並びにこれに適應する方針によつて締約国の社会的及び他の関係のある事業を発達させるために、直接の協働により及び専門機関の形式において、あらゆる共同の努力をする。締約国は、締約国の承認を得て専門機関

において採択された、社会問題に關して直接の實際的利害をもつていける勧告をできるだけ早く適用することを成就する目的をもつて協働する。締約国は、社会的安全の分野においてできるだけすやかに相互に条約を締結するように努力する。

第三条(文化的協力) 締約国は、締約国の共通の文明の基礎となつていける諸原則を一層よく理解する方向に締約国の国民を導くため及び相互間の条約によつてか又は他の手段によつて文化的交流を助長するためにあらゆる共同の努力をする。

第四条(北大西洋条約機構との関係) この条約の実施に當つては、締約国及び締約国に基いて締約国が設ける機関は、北大西洋条約機構と緊密に協力して行動しなければならぬ。北大西洋条約機構の軍事職員の変更が望ましくないことを認め、理事会及びその機関は、軍事に関する情報及び勧告については北大西洋条約機構の適當な軍当局に依存する。

第五条(武力攻撃に対する相互援助) 締約国のいづれかが、ヨーロッパにおいて武力攻撃の対象となる場合には、他の締約国は、国際連合憲章第五条の規定に従つて、右攻撃を受けたた事案にできる限りにおいての一切の軍事的及び他の助力及び援助を与える。

第六条(防衛権の報告と終止) 前条の結果として執られた一切の措置は、直ちに安全保障理事会に報告されなければならぬ。右措置は、安全保障理事会が国際的平和及び安全を維持するため又は回復するために必要な措置を執つたとき直ちに終止されなければならない。

この条約は、国際連合憲章の規定に基き締約国の義務をいかにようにも阻害するものではない。この条約は、回復するためか国際的平和及び安全を維持するため、又は、回復するため必要であると認める行動をいつでも執るといふ憲章に基く権能と責任とにかよつても影響するものと解釈されてはならない。

第七条(他の条約との関係) 締約国は、自國と他のいづれかの締約国又はいづれかの第三國との間に現在実施されている國際的約束のいづれをも、この条約の規定と衝突してはいないといふことを、各自の國に關して宣言する。締約国は、この条約のいづれも他のいづれかの締約国に対して仕向けらるゝいかなる同盟をも締結せず、又このようないかなる合同にも参加しない。



第八條(西ヨーロッパ連合理事會) ヨーロッパの平和及び安

全を強化し、かつ、ヨーロッパの結合を促進し、並びにヨーロッパの漸進的一體化と各自の間の及び他のヨーロッパの機構との緊密な協力とを助長する目的をもつて、ブリュッセル条約の締約国はこの条約並びにその議定書及びその議定書の附屬書の実施に関する事項を審議するための理事會を設けるものとす。

2 理事會は、西ヨーロッパ連合理事會と稱し、その職務を繼續して遂行することができるように組織されるものとす。理事會は必要を認める補助機關を設けるものとす、特に第四議定書に定める職務を遂行する軍備管理機關を直ちに設けるものとす。

3 理事會は、いずれかの締約国の要請により、いずれの地域で生ずる脅威であるを問わず、平和に対する脅威となり又は經濟の安定に対する危険となるおそれのある事態に関して締約国が協議することができるよう直ちに招集されるものとする。

4 理事會は、他のいかなる表決手続も合意されなかつた問題又は合意することができない問題については、全会一致の表決により決定を行うものとする。第二議定書、第三議定書及び第四議定書に定める場合においては、理事會は、それらの議定書に定める全会一致、三分の二の多数、単純多数等の種々の表決手続に従うものとする。理事會は、軍備管理機關が提出した問題については、単純多数により決定を行う。

第九條(軍備管理に関する報告) 西ヨーロッパ連合理事會は、その活動、特に軍備管理に関する年次報告を、ヨーロッパ評議會の諮問總會におけるブリュッセル条約當事国の代表者からなる會議に対し作成しなければならぬ。

第一〇條(紛争の平和的解決) 紛争を平和的手段のみによつて処理しようとする決意に従つて、締約国は、相互の間の紛争に対して次の規定を適用する。

締約国は、この条約が引き続いて効力を有している間は、國際司法裁判所規程第三六條第二項の範圍内に属する一切の紛争を、右裁判所に付託することによつて解決する。但し、締約国の各に関する場合に限つては、義務的管轄に関するこの条項を受諾するに際してその當事国によつて既になされていかなる留保をも、その國がその留保を維持する限度において認め

る。

更に、締約国は、國際司法裁判所規程第三六條第二項の範圍外の一切の紛争を調停に付託する。調停を適當とする問題と司法的解決を適當とする他の問題との兩者を含む混合紛争の場合においては、いずれの紛争當事国も法律問題的司法的解決が調停に先き立たなければならぬと主張する権利を有する。この条の附屬規定は、ある他の平和的解決方法を規定している關係規定又は關係協定の適用にいかようにでも影響するものではない。

第一一條(加入) 締約国は、合意によつて、他のいずれの國に對しても、締約国と被招請國との間に協定される条件において、この条約に加入するよう招請することができる。このように招請されたいずれの國も、ベルギー國政府に加入書を寄託することによつてこの条約の當事国となることができる。ベルギー國政府は、各加入書の寄託を各締約国に通知する。

第一二條(批准、有効期間、廢棄) この条約は、批准されなければならず、又批准書は、なるべくすみやかにベルギー國政府に寄託されなければならない。

この条約は、最後の批准書の寄託の日から實施され、かつ、その後は五〇年間引き続き効力を有する。

五〇年の期間の満了後は、各締約国は、ベルギー國政府に對して事前に一年の廢棄通告を行ったことを条件として、この条約の當事国であることをやめる権利を有する。

ベルギー國政府は、各批准書及び各廢棄通告の寄託を他の締約国の政府に通知しなければならない。

